

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する
規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則
第100号）の一部を次のように改正する。

本則中第 7 号から第 9 号までを削り、第10号を第 7 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56
号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる農
用地利用集積計画の作成に係る改正前の秋田市農業委員会に対する事務
委任に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第 7 号に掲げる事
務ならびに同条第 2 項に規定する農用地利用集積計画に関する登記の特
例に係る改正前の規則第 8 号および第 9 号に掲げる事務の農業委員会へ
の委任については、なお従前の例による。